

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（品川区決定）

決定：平成24年10月31日 品川区告示第398号

変更：平成27年 4月17日 品川区告示第173号

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種類	位置	面積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
特定防災街区整備地区 （荏原町駅前地区）	品川区中延五丁目 地内	約0.1ha	100㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、既存道路の境界確定線から2m以上でなければならない。ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7m （ただし、公益上必要な施設および防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りでない）	荏原町駅前地区防災街区整備事業施行区域
特定防災街区整備地区 （中延二丁目旧同潤会地区）	品川区中延二丁目 地内	約0.7ha	100㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路の境界から2m以上でなければならない。ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保するために必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7m （ただし、公益上必要な施設および防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りでない）	中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業施行区域
合計		約0.8ha					

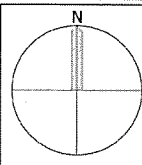
「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
(中延二丁目旧同潤会地区)

位置図

(品川区決定)



凡 例

— — — — — 整備地区の区域(約0.7ha)

0m 50m 100m 150m

確 認 平成27年2月9日

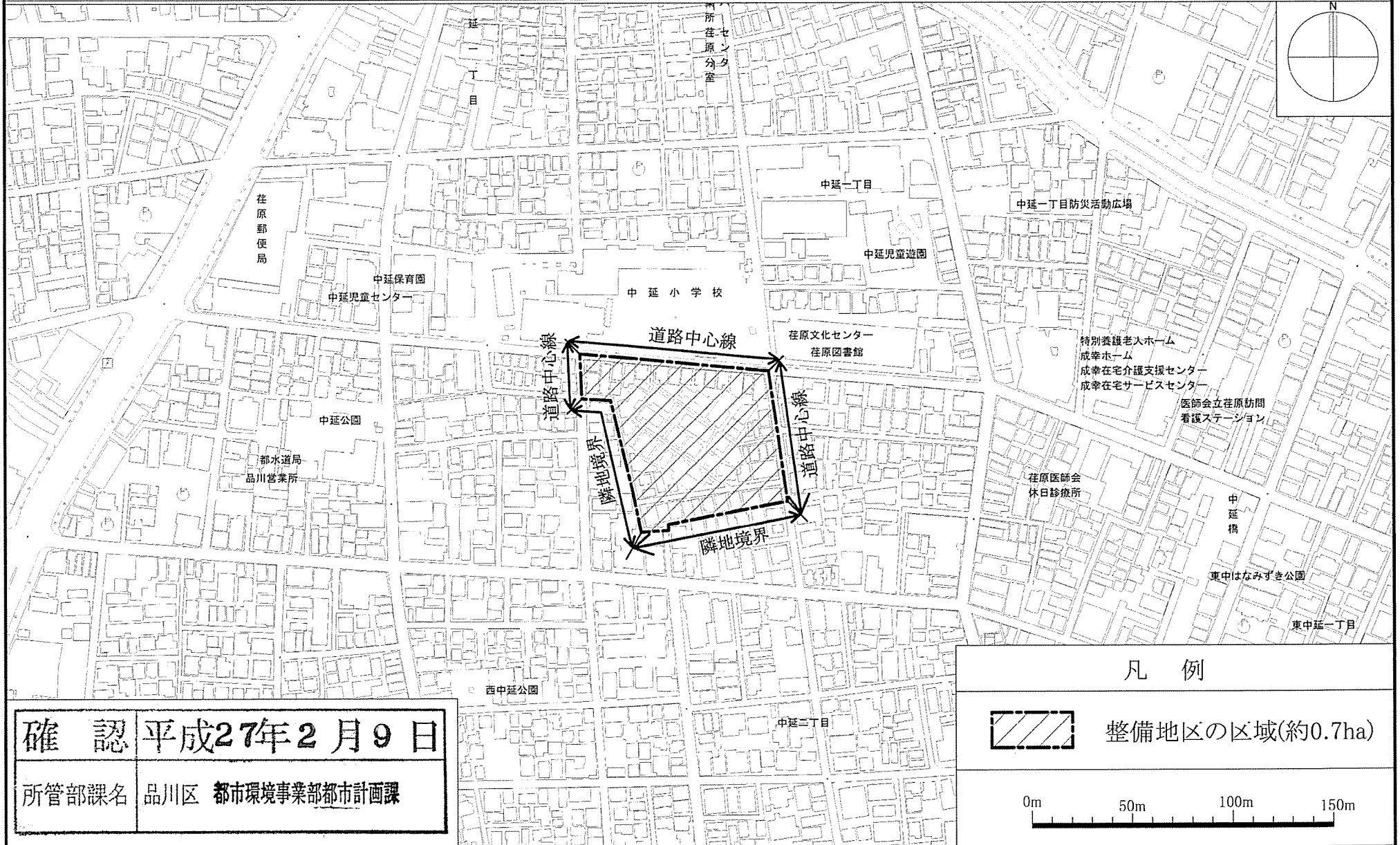
所管部課名 品川区 都市環境事業部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を複製したものである。無断複写を禁ず。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50

東京都市計画特定防災街区整備地区
(中延二丁目旧同潤会地区)

計画図1 区域図

(品川区決定)



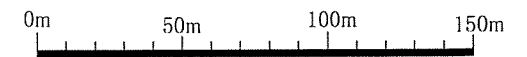
確認 平成27年2月9日

所管部課名 品川区 都市環境事業部都市計画課

凡例



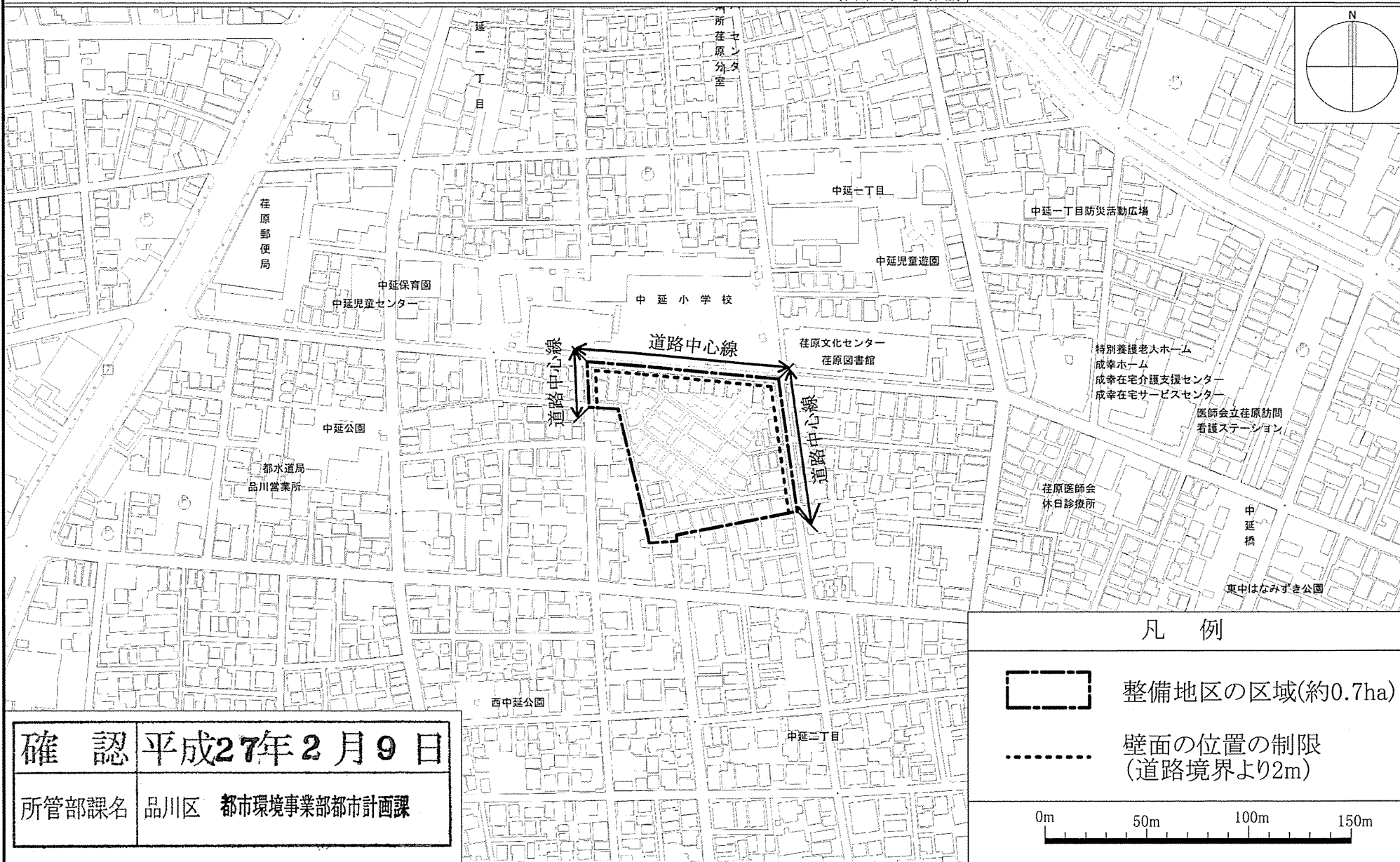
整備地区の区域(約0.7ha)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図を複製したものである。無断複写を禁ず。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50

東京都市計画特定防災街区整備地区
 (中延二丁目旧同潤会地区)

計画図2 壁面の位置の制限
 (品川区決定)



確認 平成27年2月9日

所管部課名 品川区 都市環境事業部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図を複製したものである。無断複写を禁ず。(承認番号)26都市基交測第157号、平成26年10月9日
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第019号-50